

別紙 本件住民監査請求に係る監査の結果

第1 請求の内容

本件住民監査請求については、請求人から令和7年10月3日付けで提出された愛知県職員措置請求書及び事実証明書並びに同年11月21日に請求人が行った陳述により、請求の内容は、次のとおりと認めた。

1 請求の対象となる職員又は機関

愛知県知事

2 請求の対象となる財務会計行為

清須保健所環境・食品安全課に所属する職員が令和7年4月30日及び5月15日に実施した検査及び現地確認に係る交通費（ガソリン代）の支出並びに同年6月10日に発送した文書に係る通信費（レターパック代）の支出

3 上記の行為が違法・不当である理由

清須保健所環境・食品安全課に所属する職員は、住宅宿泊事業法及び関連ガイドラインにおいて任意とされる措置について、法的義務のように扱い繰り返し強要しており、行政手続法上の説明責任及び比例原則に違反し、違法性が認められる。

清須保健所環境・食品安全課に所属する職員の事実確認の不十分さにより、対象事業者は改善に資する具体的な情報を得られず、「苦情があった」という理由のみで漫然と調査が繰り返されている点は合理性・客観性を欠くため、不当である。

4 請求する措置

違法又は不当であると認められる公金支出について、必要な是正措置（愛知県知事から関係職員への費用負担請求）を講じること。

議員・地域住民からの苦情情報の取扱いルールの特明確化、意思決定の記録保存及び任意措置の恣意的強要の禁止等の再発防止を徹底すること。

第2 監査の実施

本件住民監査請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条の要件に適合していると認めたので、次のとおり監査を実施した。

1 監査対象事項

清須保健所環境・食品安全課に所属する職員が令和7年4月30日及び5月15日に実施した検査及び現地確認に係る交通費（ガソリン代）の支出等並びに同年6月10日に発送した文書に係る通信費（レターパック代）の支出等について

2 監査対象機関

保健医療局生活衛生課及び清須保健所

第3 監査結果

1 認定した事実

(1) 関係法令等について

ア 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）

住宅宿泊事業法は、急速に増加するいわゆる民泊について、安全面・衛生面の確保がなされていないこと、騒音やゴミ出しなどによる近隣トラブルが社会問題となっていること、観光旅客の宿泊ニーズが多様化していることなどに対応するため、一定のルールを定め、健全な民泊サービスの普及を図ることを目的に制定された法律で平成29年6月に公布され、平成30年6月から施行された。

(ア) 第1条（目的）

この法律は、我が国における観光旅客の宿泊をめぐる状況に鑑み、住宅宿泊事業を営む者に係る届出制度並びに住宅宿泊管理業を営む者及び住宅宿泊仲介業を営む者に係る登録制度を設ける等の措置を講ずることにより、これらの事業を営む者の業務の適正な運営を確保しつつ、国内外からの観光旅客の宿泊に対する需要に的確に対応してこれらの者の来訪及び滞在を促進し、もって国民生活の安定向上及び国民経済の発展に寄与することを目的とする。

(イ) 第9条（周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項の説明）

1 住宅宿泊事業者は、国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより、宿泊者に対し、騒音の防止のために配慮すべき事項その他の届出住宅の周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項であって国土交通省令・厚生労働省令で定めるものについて説明しなければならない。

2 住宅宿泊事業者は、外国人観光旅客である宿泊者に対しては、外国語を用いて前項の規定による説明をしなければならない。

(ウ) 第10条（苦情等への対応）

住宅宿泊事業者は、届出住宅の周辺地域の住民からの苦情及び問合せについては、適切かつ迅速にこれに対応しなければならない。

(エ) 第11条（住宅宿泊管理業務の委託）

1 住宅宿泊事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより、当該届出住宅に係る住宅宿泊管理業務を一の住宅宿泊管理業者に委託しなければならない。ただし、住宅宿泊事業者が住宅宿泊管理業者である場合において、当該住宅宿泊事業者が自ら当該届出住宅に係る住宅宿泊管理業務を行うときは、この限りでない。

(1) 略

(2) 届出住宅に人を宿泊させる間、不在（一時的なものとして国土交通省令・厚生労働省令で定めるものを除く。）となるとき（住宅宿泊事業者が自己の生活の本拠として使用する住宅と届出住宅との距離その他の事情を勘案し、住宅宿泊管理業務を住宅宿泊管理業者に委託しなくてもその適切な実施に支障を生ずるおそれがないと認められる場合として国土交通省令・厚生労働省令で定めるときを除く。）。

2 第5条から前条までの規定は、住宅宿泊管理業務の委託がされた届出住宅において住宅宿泊事業を営む住宅宿泊事業者については、適用しない。

(オ) 第13条（標識の掲示）

住宅宿泊事業者は、届出住宅ごとに、公衆の見やすい場所に、国土交通省令・厚生労働省令で定める様式の標識を掲げなければならない。

(カ) 第15条（業務改善命令）

都道府県知事は、住宅宿泊事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その必要の限度において、住宅宿泊事業者に対し、業務の方法の変更その他業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(キ) 第16条（業務停止命令等）

1 都道府県知事は、住宅宿泊事業者がその営む住宅宿泊事業に関し法令又は前条の規定による命令に違反したときは、一年以内の期間を定めて、その業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 都道府県知事は、住宅宿泊事業者がその営む住宅宿泊事業に関し法令又は前条若しくは前項の規定による命令に違反した場合であつて、他の方法により監督の目的を達成することができないときは、住宅宿泊事業の廃止を命ずることができる。

3 都道府県知事は、前2項の規定による命令をしたときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を住宅宿泊事業者に通知しなければならない。

(ク) 第17条（報告徴収及び立入検査）

1 都道府県知事は、住宅宿泊事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、住宅宿泊事業者に対し、その業務に関し報告を求め、又はその職員に、届出住宅その他の施設に立ち入り、その業務の状況若しくは設備、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(ケ) 第29条（業務処理の原則）

住宅宿泊管理業者は、信義を旨とし、誠実にその業務を行わなければならない。

(コ) 第36条（住宅宿泊管理業務の実施）

第5条から第10条までの規定は、住宅宿泊管理業務の委託がされた届出住宅において住宅宿泊管理業を営む住宅宿泊管理業者について準用する。この場合において、第8条第1項中「届出住宅その他の国土交通省令・厚生労働省令で定める場所」とあるのは「当該住宅宿泊管理業者の営業所又は事務所」と、「都道府県知事」とあるのは「国土交通大臣又は都道府県知事」と読み替えるものとする。

(カ) 第41条（業務改善命令）

1 略

2 都道府県知事は、住宅宿泊管理業（第36条において準用する第5条から第10条までの規定による業務に限る。第45条第2項において同じ。）の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その必要の限度において、住宅宿泊管理業者（当該都道府県の区域内において住宅宿泊管理業を営む者に限る。次条第2項及び第45条第2項において同じ。）に対し、業務の方法の変更その他業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。この場合において、都道府県知事は、国土交通大臣に対し、遅滞なく、当該命令をした旨を通知しなければならない。

(キ) 第45条（報告徴収及び立入検査）

1 略

2 都道府県知事は、住宅宿泊管理業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、住宅宿泊管理業者に対し、その業務に関し報告を求め、又はその職員に、住宅宿泊管理業者の営業所、事務所その他の施設に立ち入り、その業務の状況若しくは設備、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

3 第17条第2項及び第3項の規定は、前2項の規定による立入検査について準用する。

イ 住宅宿泊事業法施行規則（平成29年厚生労働省、国土交通省令第2号）

(ア) 第8条（周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項の説明）

1 法第9条第1項（法第36条において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による説明は、書面の備付けその他の適切な方法によ

り行わなければならない。

2 法第9条第1項の届出住宅の周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項であって国土交通省令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 騒音の防止のために配慮すべき事項
- (2) ごみの処理に関し配慮すべき事項
- (3) 火災の防止のために配慮すべき事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、届出住宅の周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項

(イ) 第11条（標識の様式）

法第13条の国土交通省令・厚生労働省令で定める様式は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1)～(3) 略

(4) 届出住宅に係る住宅宿泊管理業務を住宅宿泊管理者へ委託する者 第6号様式

(ウ) 第6号様式

第11条第4号関係は次のとおりである。

The diagram shows a rectangular sign with the following layout and dimensions:

- Top Section:** Contains the text "住宅宿泊事業（民泊）" and "Private Lodging Business". The total width of the sign is 120mm, and the top section is 80mm wide.
- Logo:** A house icon with a person sleeping inside, labeled "50mm".
- Certification:** A box labeled "【届出済】" and "CERTIFIED" with a width of 50mm.
- Table:** A table with 2 columns and 4 rows, with a total height of 170mm.

届出番号 Number	第 号
届出年月日 Date of Notification	年 月 日
住宅宿泊管理者の名称 Name of Certified Private Lodging Administrator	
住宅宿泊管理者の登録番号 Number of Certified Private Lodging Administrator	第 号
住宅宿泊管理者の緊急連絡先 Contact number of the Certified Private Lodging Administrator	
- Bottom Section:** Contains the text "〇〇県知事" with a height of 93mm.

注① 地の色は白色とし、標章は青色とすること。
② 「〇〇県知事」には、届出を受理した都道府県知事又は保健所を設置する市若しくは特別区の長の名前を記載すること。

ウ 住宅宿泊事業法施行要領（ガイドライン）

厚生労働省健康・生活衛生局、国土交通省不動産・建設経済局、国土交通省住宅局及び国土交通省観光庁が平成29年12月26日に策定（最終改正令和6年12月24日）した。記載の内容は次のとおりである。

(ア) 周辺地域の住民からの苦情等への対応

苦情等への対応について、「深夜早朝を問わず、常時、応対又は電話によりすみやかに対応する必要がある。」、「宿泊者が滞在していない間も、苦情及び問合せについては対応する必要がある。」、「誠実に対応することが必要であり、例えば、回答を一時的に保留する場合であっても、相手方に回答期日を明示した上で後日回答する等の配慮が必要である。」、「滞在中の宿泊者の行為により苦情が発生している場合において、当該宿泊者に対して注意等を行っても改善がなされないような場合には、現場に急行して退室を求める等、必要な対応を講じることとする。また、住宅宿泊管理業務の委託を受けた住宅宿泊管理業者が退室を求める場合には、宿泊契約の解除の権限を予め委託者から得ておくことが望ましい。」、「苦情及び問合せが、緊急の対応を要する場合には、必要に応じて、警察署、消防署、医療機関等の然るべき機関に連絡したのち、自らも現場に急行して対応することが必要である。」と記載されている。

(イ) 標識の掲示

標識の掲示に関する考え方について、「標識は、住宅宿泊事業を実施している間は継続して掲示する必要がある。例えば、入居者募集を行っている賃貸物件において住宅宿泊事業を行う場合は、入居者が決まり、届出住宅を賃貸使用している間も、標識を掲示することが求められる。」、「標識は、届出住宅の門扉、玄関（建物の正面の入り口）等の、概ね地上1.2メートル以上1.8メートル以下（表札等を掲げる門扉の高さから玄関ドアの標準寸法2メートルの高さ以内）で、公衆が認識しやすい位置に掲示することが望ましい。」、「標識の掲示に当たっては、ラミネート加工等の風雨に耐性のあるもので作成又は加工を施すことが望ましい。」、「共同住宅の場合にあっては、個別の住戸に加え、共用エントランス、集合ポストその他の公衆が認識しやすい箇所へ簡素な標識（※）を掲示することが望ましい。」、「なお、分譲マンション（住宅がある建物が二以上の区分所有者が存する建物で人の居住の用に供する専有部分のあるものである場合）の場合は、標識の掲示場所等の取扱いについて、予め管理組合と相談することが望ましい。」、「戸建て住宅の場合にあっては、届出住宅の門の扉（二世帯住宅等で玄関が複数ある場合や、住宅宿泊事業者が自己の生活の本拠として使用する住宅と届出住宅が同一の敷地内にある場合等）、玄関（門扉から玄関まで離れている場合等）等への掲示によるだけで

は、公衆にとって見やすいものとならない場合には、簡素な標識（※）を掲示することが望ましい。」、「※簡素な標識とは、例えば、標識の一部を、集合ポスト等の掲示が可能なスペースに合わせて掲示するといった方法が考えられる。」、「標識については、ウェブサイトを作成している場合は、届出住宅における掲示に加え、当該ウェブサイト上での掲示が推奨される。」と記載されている。

エ 行政手続法（平成5年法律第88号）

（ア）第1条（目的等）

- 1 この法律は、処分、行政指導及び届出に関する手続並びに命令等を定める手続に関し、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性（行政上の意思決定について、その内容及び過程が国民にとって明らかであることをいう。第46条において同じ。）の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資することを目的とする。
- 2 処分、行政指導及び届出に関する手続並びに命令等を定める手続に関しこの法律に規定する事項について、他の法律に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

（イ）第2条（定義）

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）～（5） 略

- （6）行政指導 行政機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であつて処分に該当しないものをいう。

（7）以下 略

（ウ）第32条（行政指導の一般原則）

- 1 行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、いやしくも当該行政機関の任務又は所掌事務の範囲を逸脱してはならないこと及び行政指導の内容があくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現されるものであることに留意しなければならない。
- 2 行政指導に携わる者は、その相手方が行政指導に従わなかったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。

（エ）第35条（行政指導の方式）

- 1 行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならない。
- 2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、行政機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を

示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

- (1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項
- (2) 前号の条項に規定する要件
- (3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

3 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前2項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。

4 前項の規定は、次に掲げる行政指導については、適用しない。

- (1) 相手方に対しその場において完了する行為を求めるもの
- (2) 既に文書（前項の書面を含む。）又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によりその相手方に通知されている事項と同一の内容を求めるもの

(オ) 第36条の2（行政指導の中止等の求め）

1 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした行政機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 当該行政指導の内容
- (3) 当該行政指導がその根拠とする法律の条項
- (4) 前号の条項に規定する要件
- (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該行政機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

(2) 経緯

請求人から提出された事実証明書、清須保健所が保管する決裁文書等によって次のアからクまでについて確認した。

ア 令和7年4月24日

清須保健所に対して、清須市内に存する民泊施設（以下「本件施設」という。）を指導するよう求める苦情が寄せられた。この苦情の内容は、深夜1時過ぎまで外国人などが騒いでいること、住宅宿泊事業の標識が掲示されていないこと、警察には通報済みであること、清須市役所に相談もしていること等であった。

清須保健所は、この苦情を受け、本件施設における住宅宿泊事業法で求められる管理上の問題点を確認するために立入検査することを決定した。

イ 令和7年4月25日

清須保健所は、本件施設の住宅宿泊事業者（以下「本件事業者」という。）に対し、本件施設への立入検査を実施する予定であることから同行するよう連絡した。その後、清須保健所は、本件事業者から住宅宿泊管理業務の委託を受けている業者（以下「本件管理業者」という。）から、苦情の詳細を知りたい旨の連絡を受けた。

清須保健所は、本件管理業者に対し、立入検査の実施は苦情が発端であり、本件施設に係る住宅宿泊事業の状況について確認をしたい旨連絡した。

清須保健所は、本件管理業者と日程調整した結果、立入検査を同年4月30日に実施することを決定した。

なお、清須保健所によれば、立入検査の日程を同年4月30日とした理由は、本件施設の利用者がゴールデンウィークに増加すると予想したためであり、本件管理業者から当初提案のあった同年5月下旬ではタイミングとして遅すぎると判断したためとのことであった。

また、後記きの本件管理業者からの通知書中には、ゴールデンウィーク期間中について、「宿泊業態の特性上、年間で最も繁忙を極める局面」であることが記載されていた。

ウ 令和7年4月30日

公用車を使用して本件施設に向かい立入検査を実施するよう命じられた清須保健所の職員は、職務命令に基づき、公用車により本件施設を訪れ、本件施設の宿泊者への騒音防止等に関する説明書面の備付け状況や、標識の掲示等に係る状況を確認するとともに、同行した本件事業者に対し、公衆が認識しやすい場所に簡素な標識を追加して掲示すること及び簡素な標識に記載する連絡先は適切かつ迅速に対応できる電話番号にすることを行政指導した。本件管理業者が、対応策について本件事業者と検討してメールで10日以内に回答するこ

となった。

なお、清須保健所によれば、本件施設の玄関の扉に掲示されていた標識は記載内容に問題はないが、公道からは確認できず公衆が認識しにくいと感じられたため、簡素な標識を公衆の認識しやすい場所に追加して掲示することを行政指導したとのことであった。また、住宅宿泊事業法施行要領（ガイドライン）に記載されているとおり、本件管理業者は周辺地域の住民からの苦情及び問合せに適切かつ迅速に対応する必要があることから、簡素な標識には本件管理業者から提案されたメールアドレスではなく、電話番号の記載が必要であることを行政指導したとのことであった。

エ 令和7年5月8日

本件管理業者は、清須保健所に対し、同年4月30日の行政指導に係る対応策についてメールにより回答したが、清須保健所は気付かなかった。

なお、清須保健所によると、当該メールは迷惑フォルダに自動的に振り分けられていたことから、同年5月15日まで気付かなかったとのことであった。

オ 令和7年5月15日

同年5月8日に回答されたメールに気付かなかった清須保健所は、同年4月30日の行政指導に係る対応策の状況について聴き取るため、本件管理業者に対して電話したが、本件管理業者が電話に出なかったことから、本件事業者に対して電話した。

なお、清須保健所によると、標識の掲示義務については、本件管理業者ではなく本件事業者に課せられたものであるため、本件事業者に直接指導することは法令上問題ないという認識であるとのことだった。

また、後記キの本件管理業者からの通知書中には、本件管理業者が清須保健所からの電話に出られなかった間に、清須保健所は本件事業者に対して電話し、本件管理業者が業務を放棄しているかのような不適切な印象を与える「信用棄損的言動」を行った旨が記載されていた。

本件事業者から連絡を受けた本件管理業者より清須保健所に電話があり、清須保健所は本件管理業者に対し、同年4月30日の行政指導に係る対応策についてのメールを送付するよう依頼した。メールの確認漏れ及び再送依頼については、清須保健所も不備を認めている。

依頼を受けた本件管理業者が改めて送付したメールには、本件事業者と協議・調整を行い、カーポートの支柱部分に連絡先等を記載した掲示物及び簡素な標識（以下、掲示物と簡素な標識を併せて「簡素な標識等」という。）を設置することを決定した旨が記載されていた。

メールを確認した清須保健所は、本件管理業者に連絡し、簡素な標識等の設置が既に完了したこと、簡素な標識等に記載された連絡先がメールアドレスで

あること等を聴き取り、対応策について、本件施設の現場確認をすることを決定した。

公用車を使用して本件施設に向かい現場確認を実施するよう命じられた清須保健所の職員は、職務命令に基づき、本件施設を訪れ、簡素な標識等がカーポートの支柱部分へ掲示されたこと、簡素な標識等に電話番号は記載されておらず、メールアドレスのみが記載されたことを確認した。また、確認時に、偶然居合わせた近隣の住民数名から、前夜も騒がしかったこと、過去に一度警察に通報したこと、本件施設にたどり着けなかった宿泊客の道案内をしたことがあること等を聴き取った。

カ 令和7年5月19日

清須保健所は、本件管理業者に対して、設置された簡素な標識等の掲示を確認したこと、メールアドレスに苦情等の連絡が入った際には深夜早朝を問わず応対又は電話により対応する必要があること、近隣の住民から簡素な標識等の掲示の確認時に苦情を聴き取ったこと等を連絡した。

キ 令和7年5月22日

本件管理業者は、清須保健所に対して、内容証明郵便により、「通知書」と題する書面を送付した。

通知書中において、本件管理業者は、同年4月30日の立入検査、同年5月15日の現地確認等に係る一連の対応について抗議し、検討を求めるとともに、「組織責任者による署名・押印付きの正式な文書回答を、本書到達日より10日以内（暦日基準）に必着でご送付ください」と希望した。

ク 令和7年6月10日

清須保健所は、本件管理業者に対して回答文書をレターパックプラスにより送付することを決定した。回答文書の送付を命じられた職員は、回答文書をレターパックプラスによって送付した。

なお、清須保健所によると、通知書が13ページにわたる文書であること、正式な文書回答を求められたこと、回答の内容等に応じて法的措置等を実行することが予告されていたこと等から、丁寧に対応する必要があると考えて文書により回答することとし、通知書発送者である本件管理業者にとって不利益となり得る情報が含まれることから、追跡記録があり、対面手渡しで確実に届けられるレターパックプラスを利用することが望ましいと判断したとのことであった。

2 判断

住宅宿泊事業法は、健全な民泊サービスの普及を図るものとして制定された。住宅宿泊事業者には、地域周辺環境への悪影響の防止、治安維持、犯罪防止等の観点から、様々な義務が課されており、住宅宿泊事業者が住宅宿泊管理業者へ委託する

場合、苦情等への対応業務等については、住宅宿泊管理業者の責任の下で担う業務となる。加えて、住宅宿泊事業及び住宅宿泊管理業の適正な運営を確保するため、住宅宿泊事業者・住宅宿泊管理業者に対する業務改善命令、立入検査等の手続が愛知県知事の監督権限に基づく措置として規定されている。

また、行政手続法上、行政指導は、行政機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求めるもので、相手方の任意の協力に基づき実現されるものであること等が規定されている。

以上の点を踏まえて、以下検討する。

(1) 令和7年4月30日の立入検査等について

清須保健所が、同年4月24日に寄せられた苦情について、現地を訪れて本件施設における住宅宿泊事業の実態を直接確認するために、本件管理業者と日程調整して同年4月30日に立入検査を実施することを決定したことは、住宅宿泊事業法第17条第1項及び第45条第2項に規定された権限の行使により適正な運営を確保しようとしたもので合理性が認められるから、立入検査を実施するために職員に対して公用車の使用を命じたことは違法又は不当といえない。

そして、上記命令を受けた職員は、同年4月30日に実際に公用車を使用して現地を訪れ、本件施設の宿泊者への騒音防止等に関する説明書面の備付け状況及び標識の掲示の状況確認を実施しているから、関係職員に対して公用車の使用に係るガソリン代の負担を求める事由は認められない。

(2) 令和7年5月15日の現地確認等について

清須保健所が、同年4月30日の立入検査において簡素な標識を追加して掲示するよう指導を受けたことについて対応策を回答することとなっていた本件管理業者から、本件事業者と協議・調整を行った上でカーポートの支柱部分に掲示した旨の連絡を実際に受け、掲示についての現地確認を同年5月15日に実施して状況を直接把握することを決定したことは、事務手続の流れとして不自然ではなく、住宅宿泊事業法の趣旨・目的に合致したものであり、今後の対応方針を検討することに資するもので、合理性が認められるから、本件施設の現地確認を実施するために、職員に対して公用車の使用を命じたことは違法又は不当といえない。

そして、上記命令を受けた職員が、同年5月15日に実際に公用車を使用して現地を訪れ、掲示された簡素な標識等について状況確認を行っているから、関係職員に対して公用車の使用に係るガソリン代の負担を求める事由は認められない。

(3) 令和7年6月10日の文書発送等について

本件管理業者が、清須保健所に対し、同年4月30日の立入検査、同年5月15日の現地確認等に係る一連の対応について質問するとともに質問に対する回答文

書を送付するよう求めたことから、この求めに丁寧かつ確実に応じるために、清須保健所がレターパックプラスにより回答文書を送付することを決定したことは、事務手続の流れとして不自然とはいえず、また、行政の説明責任を果たすための対応として合理性が認められるから違法又は不当といえない。

そして、回答文書の送付を命じられた職員が、回答文書を本件管理業者に対して実際に送付しているから、関係職員に対してレターパックプラス代の負担を求める事由は認められない。

(4) 行政指導を始めとする各対応について

住民監査請求の制度が対象とするのは、行政側の事業者側に対する信用棄損、情報管理体制の是非等の行政一般の非違ではなく、財務会計上の行為又は怠る事実に限られるが、上記(1)から(3)までの事項以外の主張については、財務会計上の行為又は怠る事実には該当しない。本件住民監査請求における財務会計上の行為又は怠る事実についての違法性・不当性の判断は、上記(1)から(3)までのとおりであって、清須保健所が実施した行政指導や対応の内容によってその判断が直ちに左右されるものではないが、行政指導や行政が行う事業者等との対応は、行政手続法の趣旨・目的を踏まえて実施されるべきものであることをここに付言する。

第4 結論

以上のとおり、請求人の主張は、理由がないものと認められるので、これを棄却する。